

**横須賀市
建築基準法関係取扱集**

令和7年4月

目 次

第 1 章 総 則

第 1 節 用語の定義関係

1101	用語の定義およびその取扱い	（法第 2 条）	1-1
1102	二世帯住宅の取扱い	（法第 2 条）	1-10
1103	立体自動倉庫（ラック倉庫）の取扱い	（法第 2 条）	1-10
1104	小屋裏等利用の物置の取扱い	（法第 2 条）	1-12
1105	削除		
1106	自動車車庫の解釈の取扱い	（法第 2 条）	1-16
1107	自動車車庫の開放部の取扱い	（法第 2 条）	1-16
1108	立体自動車車庫の取扱い	（法第 2 条）	1-17
1109	建築物の建築面積の算定方法の取扱い	（法第 2 条）	1-18
1110	建築物の床面積の算定方法の取扱い	（法第 2 条）	1-32
1111	建築物の壁その他区画の中心線の設定方法について	（法第 2 条）	1-61
1112	敷地が傾斜地等になっている場合の地盤面の算定方法	（法第 2 条）	1-65
1113	主要構造部の範囲の取扱い	（法第 2 条）	1-72
1114	台所の採光についての取扱い	（法第 2 条）	1-72
1115	地階の取扱い	（令第 1 条）	1-73
1116	建築物の高さの取扱い	（令第 2 条）	1-75
1117	軒の高さの取扱い	（令第 2 条）	1-78
1118	階数算定の取扱い	（令第 2 条）	1-79
1119	2 室を 1 室とみなす場合の取扱い		
		（法第 28 条、令第 111 条、令第 116 条の 2）	1-80
1120	人工地盤の取扱い	（令第 2 条）	1-82

第 2 節 確認申請関係

1201	削除		
1202	削除		
1203	建築確認申請における申請要領の取扱い	（法第 6 条）	1-83
1203-2	計画変更確認申請における申請要領の取扱い	（法第 6 条）	1-100
1203-3	中間検査申請書の記載方法	（法第 7 条の 3）	1-100
1203-4	完了検査申請書における申請要領の取扱い	（法第 7 条）	1-101
1204	敷地が複数の特定行政庁にわたる確認申請の取扱いについて		
		（法第 6 条）	1-101

- 1205 建築確認申請に添付する日影図の作成要領について
 (法第 56 条の 2) 1-102
- 1206 削除
- 1207 建築確認申請に添付する規則第 1 条の 3 第 1 項表二
 (29) 項に掲げる図書の作成要領についての取扱い
 (法第 56 条) 1-102
- 1208 建築設備に関する確認申請の取扱い (法第 87 条の 2) 1-103

第 2 章 建築物の敷地・構造及び建築設備

第 1 節 建築構造関係

削除

第 2 節 建築設備関係

- 2201 削除
- 2202-1 排煙設備の設置免除（平成 12 年 5 月 31 日告示 1436 号第 1 項
 第 4 号ハ（三）（四））の取扱い . . . (法第 35 条、令 126 条の 2 他) . . . 2-2
- 2202-2 防煙区画の取扱い (法第 35 条、令 126 条の 2) . . . 2-4
- 2203 非常用照明装置の設置について (法第 35 条・令 126 条の 4 他) . . . 2-5
- 2204 無煙ロースター（下引き排気設備）の設置について
 (法第 28 条、令第 20 条の 3) . . . 2-6
- 2205 夜間において地域に開放される学校の体育館等の取扱い
 (法第 35 条、令第 126 条の 4) . . . 2-6

第 3 節 防火・避難関係

- 2301 屋根の取扱い (法第 22 条・法第 63 条他) . . . 2-7
- 2302 建築物の鼻隠し及び破風の防火上の取扱い (法第 24 条・法第 25 条他) . . . 2-7
- 2303 避難上有効なバルコニーの取扱い (法第 35 条・令第 121 条他) . . . 2-8
- 2304 削除
- 2305 屋外階段の取扱い (法第 35 条・令第 123 条) . . . 2-9
- 2306 削除
- 2307 木造建築物等の取扱い (法第 23 条・法第 62 条) . . . 2-11
- 2308 防火構造の屋内側の仕上げの範囲に関する取扱い
 (法第 2 条第 8 号、令第 108 条) . . . 2-11
- 2309 外壁の開口部の水平距離の測定の取扱い (法第 62 条) . . . 2-12
- 2310 出窓の取扱い (法第 64 条) . . . 2-13
- 2311 削除

2312	準耐火建築物（ロー1）の耐火構造とした外壁の取扱い ．．．．．（令第109条の3）．．．	2-13
2313	準耐火建築物（ロー2）の主要構造部の構造材の範囲の取扱い ．．．．．（令第109条の3）．．．	2-13
2314	防火上主要な間仕切の取扱い．．．．．（令第114条）．．．	2-14
2315	メゾネット型住戸のある共同住宅以外の建築物の取扱い ．．．．．（令第120条）．．．	2-15
2316	ライトコートを設置した共同住宅の避難階段等の設置免除の取扱い ．．．．．（法第35条、令第122条）．．．	2-15
2317	任意の屋外直通階段の取扱い．．．．．（令第125条、令第128条）．．	2-16
2318	電磁誘導加熱式調理器を設けた室の内装制限の取扱い ．．．．．（法第35条の2、令第128条の4）．．	2-17
2319	階段室型共同住宅の階段室の開口部の取扱い ．．．．．（法第64条、令第112条第9項）．．	2-17
2320	非常用の進入口又は代替進入口の混用についての取扱い ．．．．．（法第35条、令第126条の6）．．	2-18
2321	開口部から屋外避難階段までの取扱い．．．（法第35条、令第123条第2項第1号）．．	2-19
2322	防煙区画を構成する間仕切壁の取扱い ．．．．．（法第35条、令第126条の2、令第126条の3）．．	2-20
2323	非常用の昇降機の設置免除要件についての取扱い ．．．．．（法第34条、令第129条の13の2）．．	2-21
2324	廊下の排煙についての取扱い ．．．．．（法第35条、令第126条の2他）．．．．	2-22
2325	削除	
2326	令第116条の2第1項第2号の開口部の取扱い ．．．．．（法第35条、令第116条の2）．．．．	2-22
2327	屋外階段の踊場の幅についての取扱い ．．．．．（法第36条、令第23条）．．．．	2-24

第3章 都市計画区域内の建築物の敷地、構造及び建築設備

第1節 道路・用途地域関係

3101	河川等に沿う2項道路の道路境界線の取扱い．．．．．（法第42条）．．．	3-1
3101-2	開発行為等により、法第42条第2項による道路の幅員が一方後退により 4m以上となった道路の取扱いについて．．．（法第42条第2項）．．．	3-4

3101-3	敷地の接道形態の取扱い	（法第 43 条）	3-6
3102	削除		
3103	削除		
3104	削除		
3105	削除		
3106	第 1 種低層住居専用地域内に建築することができる建築物の取扱い	（法第 48 条、令第 130 条の 3）	3-7
3107	第 2 種低層住居専用地域内に建築することができる建築物の取扱い	（法第 48 条、令第 130 条の 5 の 2）	3-9
3108	第 1 種中高層住居専用地域内に建築することができる建築物の取扱い	（法第 48 条、令第 130 条の 5 の 3、令第 130 条の 5 の 4）	3-9
3109	第 2 種中高層住居専用地域内に建築することができる建築物の取扱い	（法第 48 条、令第 130 条の 6）	3-11
3110	第 1 種住居地域に建築することができる大規模な建築物の取扱い	（法第 48 条、令第 130 条の 7 の 2）	3-11
3111	第 1 種住居地域及び工業地域内に建築してはならない建築物の取扱い	（法第 48 条）	3-12
3112	近隣商業地域及び準工業地域内に建築してはならない建築物の取扱い	（法第 48 条、令第 130 条の 9 の 2）	3-12
3113	児童福祉施設の用途判断一覧表	（法第 48 条）	3-13
3114	身体障害者福祉法及び生活保護法並びに売春防止法関連施設の用途判断一覧表	（法第 48 条）	3-14
3115	母子及び寡婦福祉法及び母子保護法並びに障害者自立支援法関連施設の用途判断一覧表	（法第 48 条）	3-15
3116	老人福祉施設の用途判断一覧表	（法第 48 条）	3-16
3117	介護老人福祉施設の用途判断一覧表	（法第 48 条）	3-17
3118	サービス付き高齢者住宅の取扱い	（法第 48 条）	3-18

第 2 節 建築物の形態・日影関係

3201	日影対象建築設備等の取扱い	（法第 56 条の 2）	3-19
3202	日影による中高層の建築物の高さの制限の緩和の取扱い	（法第 56 条の 2、令第 135 条の 12）	3-19
3203	同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合の平均地盤面の算定方法の取扱い	（法第 56 条の 2、法別表第 4）	3-25
3204	道路斜線の取扱い	（法第 56 条、令第 132 条、令第 134 条）	3-26
3205	天空率の取扱い	（法第 56 条第 7 項）	3-39